＜令和６年度＞

除染等業務特別教育

学科教育に加え、放射線測定器・マスク等保護具の取扱い等の実技教育を実施します。

令和６年９月１９日(木)

【会場】 中央労働災害防止協会 東北安全衛生サービスセンター 3階研修室
宮城県仙台市青葉区上杉1-3-34（地下鉄「勾当台公園」駅徒歩5分・県庁近く）

「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（除染電離則）により、除染特別地域及び汚染状況重点調査地域で、これまでの除染等業務に加え、特定汚染土壌等取扱業務を行う事業者も、労働者へ特別教育を実施することとされています。

この講習会は、除染電離則と併せて改正された「除染等業務特別教育規程」に定められたカリキュラムに準拠し開催しています。

また、実技は土壌等が放射性物質に汚染されていることによって必要となる①放射線測定器の取扱い、②外部放射線による線量当量率の監視、③汚染防止措置、④身体等の汚染の状態の検査及び汚染の除去、⑤保護具の取扱いに限って行うものとします。洗浄用具、高所作業用具、被覆を行う用具、土工等で使用する機械等による作業と取扱いの実技は、各事業場においてそれぞれ別途行ってください。

対象者

①土壌等の除染の業務を行う方
②除去土壌の収集、運搬又は保管に係る業務を行う方
③汚染廃棄物の収集、運搬又は保管に係る業務を行う方
④特定汚染土壌等取扱業務を行う方

受講料

賛助会員事業場　11,880円　　一般事業場　13,200円

（テキスト代、消費税10%を含む）

カリキュラム　（9:00～17:40）

- 電離放射線の生体に与える影響及び被ばく線量の管理の方法に関する知識
- 土壌等の除染・収集・運搬等業務、特定汚染土壌等取扱業務に係る作業の方法及び順序、異常事態発生の際における応急措置
- 放射線測定、外部放射線による線量当量率の監視、汚染防止措置、汚染状態の検査・汚染の除去
- 保護具の性能及び使用方法、取扱い
- 除染等作業に使用する機械等の構造及び取扱いの方法
- 関係法令

申込方法

- Web(www.jisha.or.jp/tohoku/)によりお申込みください。
- 先着順で、満席になり次第申込みを締め切ります。参加者が極めて少ない場合には、中止することがあります。その際にはご連絡いたします。
- 受講料は、当方より送付する「正式受付連絡書」を確認後、研修開催2週間前までに指定口座にお振込みをお願いします。
- 受講票など受講に必要な書類は、研修会開催日の1週間ほど前に連絡担当者様あてにお送りいたします。
- 受講を取消される場合、HPに記載のとおりキャンセル料を申し受けます。できるだけ代理の方のご受講をお願いします。

お申込み お問い合せ先
中央労働災害防止協会 東北安全衛生サービスセンター
TEL：022-261-2821　E-mail：tohoku@jisha.or.jp